



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4 年 4 月 8 日

発信課	消防本部 予防指導課
担当者	小島・北田
連絡先	電 話 0166-25-1123
	F A X 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	4 月 20 日 ~ 4 月 20 日
発表項目 (行事名)	令和 4 年全道春の火災予防運動に伴う消防訓練の実施 について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	春の火災予防運動は、例年、空気の乾燥及び強風等により火災が発生しやすい時季を迎えるため、全道一斉に 4 月 20 日（水）から 4 月 30 日（土）までの 11 日間で、地域の住民に火災予防意識の一層の高揚を図り火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。 その行事の一環として、消防機関と大規模物販店が協力・連携し、消防総合訓練を実施します。 日時 令和 4 年 4 月 20 日（水）7 時 45 分から 8 時 20 分まで 場所 旭川市パルプ町 1 条 2 丁目 505 番地 2 株式会社道北アークス スーパーアークスパルプタウン 内容 店舗内のデリカ作業場から出火し、複数の逃げ遅れた者がいる状況を想定し、スーパーアークスパルプタウン自衛消防隊が初期消火 119 通報、避難誘導を行い、その後、到着した消防機関と連携し火災を鎮圧する。 なお、荒天時においても総合訓練は実施する予定ですが、災害対応等により、急遽、訓練の中止または継続が困難と判断した場合は別途、連絡いたします。
添付資料	有 ・ 無 (報道機関依頼文、別紙 1 火災予防運動実施要領、別紙 2 期間中の行事計画)
報道（取材）に当た るようお願い	消防総合訓練につきましては、相手方との調整を要するため、あらかじめ上記担当者にご連絡ください。
備 考	

旭 消 予 第 7 1 号
令 和 4 年 4 月 8 日

報 道 機 関 各 位

旭 川 市 消 防 本 部
消 防 長 松 尾 彰
(予 防 指 導 課 担 当)

令和4年春の火災予防運動に関する取材について（依頼）

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これから空気が乾燥し、風が強くなるなど、火災が発生しやすくなる時季を迎えるため、令和4年4月20日（水）から4月30日（土）までの11日間、春の火災予防運動を別紙1（実施要領）及び別紙2（期間中の行事計画）のとおり実施いたします。

つきましては、同運動及び期間中の実施行事の取材、報道についてよろしくお願い申し上げます。

担当 旭川市消防本部予防指導課
小島・北田
TEL 0166-25-1123

令和 4 年 春の火災予防運動実施要領

1 目 的

空気の乾燥及び強風等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防意識の一層の高揚を図り、火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策、放火火災防止対策、特定防火対象物等における火災予防対策等について、地域住民の皆様及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

3 実施期間

令和 4 年 4 月 2 0 日（水）から 4 月 3 0 日（土）までの 1 1 日間

4 実施機関

- (1) 旭川市消防本部
- (2) 旭川市消防団
- (3) 上川町消防団
- (4) 鷹栖町消防団

5 重点目標及び推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の普及促進及び経年劣化した警報器の交換の推進
未設置世帯への積極的な普及促進及び制度の周知を図るとともに、今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換について、ホームページ及びツイッターを活用し、周知を図ります。
 - イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進
高齢者等を対象に、住宅火災による死傷者の発生を防止するため、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン 1 1 9」の普及を図ります。
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 放火火災防止対策の推進
放火されない環境づくりの推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 建築指導課との合同による特定防火対象物等に対する立入検査の実施
 - イ 消防法令違反のある防火対象物に対する是正指導の徹底
 - ウ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導の実施
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具等を使用する露店等への指導
- (7) 林野火災予防対策の推進
火入れ等に対する注意喚起の徹底

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中、市内及び町内の消防署・出張所については、地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け、各町内会、各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

◎南消防署	旭川市7条通10丁目	(電話) 0166-23-4649
緑が丘出張所	旭川市緑が丘東3条1丁目	(電話) 0166-60-8802
豊岡出張所	旭川市豊岡3条3丁目	(電話) 0166-31-4603
神楽出張所	旭川市神楽4条7丁目	(電話) 0166-61-2251
東旭川出張所	旭川市東旭川北1条6丁目	(電話) 0166-36-1171
忠和出張所	旭川市忠和4条8丁目	(電話) 0166-63-1789
東光出張所	旭川市東光27条8丁目	(電話) 0166-33-9973
◎北消防署	旭川市大町3条5丁目	(電話) 0166-51-8138
春光出張所	旭川市末広4条1丁目	(電話) 0166-51-3823
新旭川出張所	旭川市大雪通8丁目	(電話) 0166-26-0559
永山出張所	旭川市永山2条17丁目	(電話) 0166-48-2055
◎上川消防署	上川郡上川町北町202番地	(電話) 01658-2-1040
層雲峡出張所	上川郡上川町字層雲峡39番地	(電話) 01658-5-3107
◎鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南1条3丁目	(電話) 0166-87-2042

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際、出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日、休日、夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 旭川市7条通10丁目旭川市役所第二庁舎2階
- 予防指導課 (電話) 0166-25-1123
- 市民安心課 (電話) 0166-23-1668

令和4年春の火災予防運動期間中の行事計画

別紙2

行 事 名	期 日	場 所	対象者・参加予定者	内 容
消防訓練（総合訓練）	4月20日（水）	株式会社道北アークス スーパーアークスバルブタウン 旭川市バルブ町1条2丁目	スーパーアークスバルブタウン自衛消防隊 旭川市消防本部 旭川市消防団	自衛消防隊による119番通報訓練、初期消火及び避難誘導訓練と併せて消防隊及び消防団による総合訓練を実施し、市民に防火意識の高揚を図る。
火災防ぎょ訓練	4月22日（金）予定	上川町総合体育館 上川郡上川町花園町	上川消防署、層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防団員の技術向上や、町民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
防火査察	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
防火相談所の開設	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防庁舎	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	多数の者が集合する催しに対し、ガソリン等の貯蔵・取り扱いに関すること、火気器具の使用に関すること及び照明器具の取り扱い等の火災予防指導を徹底する。
防火パトロール	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけ、乾燥時又は強風時の火気の取扱いにおける注意喚起、放火火災の抑止及び製品火災の発生防止を図る。
火災予防に関する講話	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼があった場合に、随時対応する。
防火ポスターによる広報 ツイッター及びホームページによる広報	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所、地域住民	各事業所については防火ポスターを配付し、地域住民についてはツイッター及びホームページで広報し、火災予防を呼びかける。
市民広報誌「あさひばし」による広報	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円	地域住民	市民広報誌「あさひばし」に火災予防運動の情報を掲載し、火災予防を呼びかける。
防火広報紙による広報		上川町内一円 鷹栖町内一円		防火広報紙に火災予防運動の情報を掲載し、火災予防を呼びかける。

（裏面へつづく）

行 事 名	期 日	場 所	対象者・参加予定者	内 容
ほのぼの訪問	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員が対象者宅を訪問し、防火指導、防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る。
防火・防災パネル展の実施	4月20日（水） ～4月30日（土）	東部まちづくり住民センター	市民及び豊岡地区住民	東部まちづくり住民センター内で防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。
消防団員による防火広報	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円	地域住民	分団員が消防車により担当地区の巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
消防団女性分団による防火チラシの配布	4月下旬	買物公園	市民	買物公園において通行人に防火チラシを配布し、火災予防を呼びかける。
スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	4月下旬	物品販売店舗（スーパー等）	市民	スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシ等を配布するとともに、火災予防を呼びかける。
女性防火クラブ員による巡回広報	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内一円	地域住民	女性防火クラブ員が担当地区の巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火管理協会及び危険物安全協会によるマークプレートの着用	4月20日（水） ～4月30日（土）	加入事業所	加入事業所会員	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、来店客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
防火看板の掲示、消防車両ヘマグネットシートの貼付及び職員のマークプレート着用による広報	4月20日（水） ～4月30日（土）	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎 上川町役場 上川医療センター 鷹栖町内消防庁舎 鷹栖町内消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに車両へのマグネットシートの貼付けを実施する。 また、消防職員及び市職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。